

令和7年度 第209号 明日香村竹林整備事業実施設計業務

特記仕様書

令和7年9月

明日香村 総合政策課

業 務 名 : 明日香村竹林整備事業実施設計業務  
業務場所 : 明日香村大字飛鳥地内他  
履行期間 : 契約締結日～令和8年1月30日（金）

（業務目的）

本業務は、明日香村内の放置林を整備することで、村内の景観の改善・向上を目的として、竹林等環境整備工事に必要な図面、数量等の発注図書の作成を行うものである。

（業務の履行）

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書による他、「土木設計業務棟共通仕様書（案）（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。

（業務内容）

1 竹林整備事業の実施に十分対応できる詳細設計

（1）設計計画

- ・業務内容を確認し、業務計画書を作成する。
- ・問題点を含む設計条件を把握し整理する。
- ・問題点の解決に向けた施工性、経済性、維持管理、環境等の観点に照らした計画を行う。

（2）現地調査

- ・地形地物を十分に把握のうえ伐採（皆伐）の範囲等を整理し、整備区間において工事発注に対応できる図面を作成する。
- ・管理者とのヒアリングにより問題点を把握し、既設の調査を行う。

（3）図面作成

- ・図面作成には、「明日香村都市計画図（1/2500）」を用いて作成し、面積算定も図上により行う。
- ・図面及び設計計画、現地調査をもとに工事に必要な数量計算書及び図面を作成する。

（4）数量計算

- ・図面をもとに工事に必要な数量計算書を作成する。

（5）施工計画

- ・伐採工事に係る施工計画を立案する。
- ・伐採後の竹の適切な管理を踏まえた処理場（仮置き場）の作業場の計画を行う。
- ・伐採後の竹は再利用（竹チップ化）を予定しているため、伐採後の竹の①運搬方法、②処理場での処理方法、③竹チップの仕様に留意すること。

（6）工事発注図書作成

- ・数量計算書を基に工事費を積算し工事発注に十分対応できる図書の作成を行う。

（7）照査

- ・上記の（1）～（6）までの作業内容の照査を行う。

## 2 設計協議計3回(初回、中間1回、最終)

### (1) 初回打合せ

- ・発注者側の要望事項の把握と業務工程、方針及び検討事項の内容等の説明、貸与資料の確認を行うこと。

### (2) 中間打合せ

- ・中間報告及び業務作業中に発生する諸条件の処理に関する確認を行うこと。

### (3) 最終打合せ

- ・業務作業完了時における総括説明及び成果品納入、検収の立会いを行うこと。

## 3 報告書の作成

上記の業務内容について、業務の成果として報告書に取りまとめる

工事発注について万葉文化館西側からを予定しているため、当該範囲の工事発注に必要な資料（数量計算書、図面等）については令和7年11月28日までに担当者へ提出すること。

(納品項目（製本2部、CD等電子媒体1部）

(1) 実施設計図面

(2) 実施設計図面（縮小版製本）

(3) 各種計算書

(4) 数量計算書

(5) 概算工事費

(6) 打合せ協議簿

(土地の立ち入り)

(1) 現地調査を実施する場合、必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。

(2) 身分証明書は、土地の所有者、その他関係人等から請求があったときは、これを提示するものとする。

(3) 身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき発注者が交付するものとする。

(4) 身分証明書の発行対象者は、現場での作業を実施する者の全員とし、契約後、速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。

(5) 受注者は業務を完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要になったときは、延滞なく発注者に返却しなければならない。

(その他)

(1) 特記仕様書に記載無き事項については、発注者と受注者の双方協議のうえ決定するものとする。

(2) 受注者は、業務中に知り得た内容及び成果物一切について、第三者に情報を漏洩してはならない。